

## 第 1 1 7 回教育研究評議会議事要録

日 時 平成 2 6 年 9 月 8 日 ( 月 ) 1 4 時 0 0 分開会～ 1 6 時 2 0 分閉会

場 所 生物資源科学部 1 号館 2 階 2 0 3 会議室

欠席者 なし

陪席者 千家監事, 谷口監事

議事に先立ち, 第 1 1 6 回教育研究評議会の議事要録が承認された。

### 議題 1. 教員の休職について

学長から, 平成 2 6 年 5 月 1 2 日から病気休暇を取得している総合理工学研究科の教員について, 病気休暇が取得上限の 9 0 日を越え引き続き療養が必要である旨の診断書の提出があり, 夏期休業期間で教育研究評議会を開催しなかったこともあり, 本人の同意が得られたので, 平成 2 6 年 8 月 1 0 日から 8 月 3 1 日までの間の病気休職を承認した旨の報告があり, 続いて総合理工学研究科長からこれまでの経過等について説明があり, 審議の結果, 原案どおり承認された。

### 議題 2. 学生の懲戒について

総合理工学部長から, 資料に基づき計算機言語の期末試験において不正行為を行った総合理工学部の学生に係る懲戒処分について, 事件の概要及び処分内容等の説明があり, 審議の結果, 停学 3 週間及び平成 2 6 年度前期に取得した全授業科目の単位を無効とすることが承認された。

### 協議事項 1. 大学院改組について

学長から, 資料に基づき大学院改革の必要性, 融合型大学院の構想案について説明があった後, 次のとおり意見交換が行われ, 今後毎月の教育研究評議会で継続して協議したい旨の協力要請があった。

また, 学長から, 検討委員会の立上げの可否については, 学長戦略会議で検討し, 来月の教育研究評議会に報告して協議したい旨の提案があり, 承認された。

・看板の架けかえ位で人文社会科学研究科としてはメリットが少ないものとの認識であるが, 委員会を立ち上げて検討すべきである。

・教育学部は平成 2 8 年度の教職大学院設置をミッションの再定義に明記しており, 融合型大学院の平成 2 9 年度改組のスケジュールと合わないため難しい。

・医学研究科は統合以来, 医理工農などを融合した研究を積極的に進めている。また, 社会人の修士受入れも行っており, 基本的な方針には賛成である。

・研究面では有利であるとの提案であるが, 学生から見た教育面でのメリットの説明がない。総合理工学研究科は博士前期課程, 博士後期課程と一貫した教育を行っている。また, 博士後期課程は平成 2 6 年度に改組したばかりで対応は難しい。

・生物資源科学研究科は連合農学研究科に参画しているが, 生物資源科学研究科の教員がそこに残ることができるか検討する必要がある。融合型のメリット, 定員の充足等各研究科が抱えている現状の問題点を解消する必要があると思うが, 学生から見た教育に関す

るメリットについても検討する必要がある。

- ・全学的改組のため、委員会を置いて検討する組織が必要である。修士は学部教育の上にあるもので、学部の将来構想と関係するため、ミッションの再定義への対応も必要となるのではないか。また、地元の各界の意見を集約する必要があるのではないか。

## 協議事項 2. アクションプラン 2014 について

塩飽理事から、資料に基づきアクションプラン 2007 の進捗状況と、現在検討中のアクションプラン 2014 について説明があった後、次のとおり意見交換が行われ、年俸制の評価のこともあるので研究戦略会議で検討するが、来月の教育研究評議会までに意見を出して欲しいと依頼があり、承認された。

- ・アクションプランは、島根大学憲章を推進するためのもので、中期計画の上に該当するものではないかとの意見があり、塩飽理事から、アクションプランは、島根大学憲章を実現するためのものである旨説明があった。

- ・プロジェクトセンターは、部局を超えた教育・研究を推進するためのバーチャルな組織であるが、年俸制等の中心的な役割を担っているものであり、専任の教員も配置されているが、教員評価は機構では行わないなど、プロジェクトセンターの位置付け等整理する必要がある。

## 協議事項 3. 契約外の教職員等の処遇見直しについて

塩飽理事から、資料に基づき研究者の位置付けについて説明があった後、特に客員研究員、協力研究員、博士研究員及び特別研究員(PD)の処遇等を改善する必要があるため、客員研究員及び協力研究員に関する規則案を提案するので、来月の教育研究評議会までに意見を出して欲しいと依頼があり、承認された。

- ・常勤雇用の助手は研究者に該当するかどうかについて質問があり、塩飽理事から、該当する旨の説明があった。

- ・図書館の電子ジャーナルの利用について、自宅等学外からの利用申請があった場合に対応に困っており、客員研究員と協力研究員の違いが分からないとの意見があり、塩飽理事から、客員研究員は、大学を研究場所として研究に従事する者としている旨の説明があった。

- ・報酬を請求することができないとされているが、アルバイト謝金を支払うことについて意見があり、塩飽理事から、報酬を請求することができないとは、雇用契約を締結しないという意味であるとの説明があった。

## 報告事項

報告事項 2. 竹内理事から、資料に基づき国際交流協定の締結について報告があった。

報告事項 3. 塩飽理事から、教育関係共同利用拠点の認定について、生物資源科学部附属生物資源教育研究センターの隠岐臨海実験所が認定されたことの報告があった。

報告事項 4. 塩飽理事から、資料に基づき学校教育法及び国立大学法人法等の改正に関する説明会(9月2日開催)の概略説明があり、10月の学部教授会で説明をし、12月に規

則改正の進捗状況報告を行い、平成27年3月までに完了する必要があるため、学内規則の見直しの協力要請があった。

報告事項5. 塩飽理事から、学長選考等規則等の一部改正について、学校教育法及び国立大学法人法の一部改正に対応するため、8月12日開催の学長選考会議で承認され改正したことの報告があった。

報告事項6. その他

- (1) 辻理事から、資料に基づき8月末に文部科学省から財務省へ提出された平成27年度概算要求のうち、国立大学法人に係る新規事業等及び本学の概要について報告があった。
- (2) 総務部長から、資料に基づき平成26年度人事院勧告への対応について報告があった。
- (3) 塩飽理事から、法人化10周年記念式典と祝賀会の開催と、ホームカミングデーの開催の案内があった。